

聖籠町告示第三十三号

聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ただし書中「必要とする者」の次に「及び喉頭摘出者で人工咽頭を必要とする者に限り、身体障害者手帳三級以下であつて」を加える。

第八条第二項を次のように改める。

2 月額上限負担額は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の三で定める額とする。

別表中「盲人」を「視覚障害者」に改め、同表情報・意思疎通支援用具の部点字図書の項の次に次のように加える。

人工内耳用電池	(月) 2,500
---------	-----------

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。